

猪名川町地域公共交通実施計画（素案）策定支援業務委託 仕様書（案）

猪名川町地域公共交通会議

この仕様書は、次の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。なお、仕様書の取扱い、または仕様書の内容について疑義が生じた場合は、事務局の指示によるものとする。

(1) 委託業務名及び範囲、期間

- ① 委託業務名 猪名川町地域公共交通実施計画（素案）策定支援業務
- ② 委託業務の範囲 猪名川町全域
- ③ 履行期間 契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

(2) 実施目的

猪名川町地域公共交通会議では、令和3年度に地域特性や現状を踏まえた持続可能な交通体系の構築に向け、まちづくり施策等と連携した地域公共交通のマスタープランである「猪名川町地域公共交通計画」を策定している。令和4年度は、「地域公共交通計画」での取組むべき施策のうち、主に「施策1 地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成」、「施策2 乗継拠点の機能強化及び整備」及び「施策3 料金体系の見直し」について、具体的な施策内容の検討を行っている。

本業務は、猪名川町の公共交通ネットワークについて、利便性の向上および運行効率性の向上による持続的な公共交通の確保を図るため、これまでの検討結果を踏まえた具体的な路線の再編や実施事業について定める「猪名川町地域公共交通実施計画」の策定支援を行うものである。

(3) 猪名川町地域公共交通実施計画の策定支援

① 具体的な路線再編案の検討

令和4年度の検討結果を踏まえ、路線バス及びコミュニティバス「ふれあいバス」の路線の再編、チョイソコいながわ等による新たな交通システム等の導入地域、路線・運行形態、機能・サービス水準等を検討する。検討にあたっては、交通事業者との協議・調整を踏まえ、行うものとする。

② 運行ダイヤ（案）の設定及び停留所設置箇所の検討・選定

令和4年度業務及び上記検討内容等で定めた方針に従い、路線バス及びコミュニティバス「ふれあいバス」の再編後の路線について、現行の運行状況による所要時間や現地の状況等を踏まえ、路線別・系統別運行ダイヤ（案）を設定する。なお、ダイヤ設定にあたっては、交通事業者との協議・調整を踏まえ、行うものとする。また、道路管理者の設置基準等を踏まえ、猪名川町及び交通事業者と協議しながら現地確認等を行うとともに、関係法令、関係機関の指示内容等を考慮して停留所設置候補地を選定する。

③ コミュニティバス「ふれあいバス」における新たな料金体系の検討

コミュニティバス「ふれあいバス」は、路線バスと料金体系が異なるため、目的地までの料金負担に格差が生じていることと、持続可能な交通システムの実現に向けて、新たな料金体系の具体的方策に向けた検討を行う。なお、新たな料金体系の検討にあたっては、交通事業者との協議・調整を踏まえ、行うものとする。

④ 公共交通利用促進策等の個別交通施策の検討

上記検討内容等を踏まえ、公共交通利用促進策等の個別交通施策を検討する。検討する施策は2施策程度を想定する。

⑤ 猪名川町地域公共交通実施計画の策定

地域公共交通会議、地元説明会や関係機関等からの意見をもとに計画案を修正し、猪名川町地域公共交通実施計画（案）をとりまとめる。

(4) 地域公共交通計画の評価・検証

令和3年度に策定した地域公共交通計画に基づく施策・事業の実施実績を把握した上で、前項までの結果を踏まえて、地域公共交通計画策定時の課題の解決状況の検証や計画に位置付けた評価指標の達成状況等を評価する。

(5) コミュニティバス等の利用実態調査の実施

ふれあいバス4コース（青コース、緑コース、赤コース、黄コース）において、利用実態調査（OD、利用目的、属性）を実施する。調査は、始発から最終まで全ての便に調査員が乗車し、バス停毎の乗降客数及び利用状況（運賃の支払い方法・利用目的・属性等）を調査する。なお、調査規模は、各コース3日（運行する曜日）とする。

(6) 路線再編の検討に向けた路線バス利用実態調査

デマンド交通の運行に伴うバスネットワーク見直し路線である路線バス（杉生線）において、利用実態調査（OD、利用目的、属性）を実施する。調査は、始発から最終まで全ての便に調査員が乗車し、バス停毎の乗降客数及び利用状況（運賃の支払い方法・利用目的・属性等）を調査する。なお、調査規模は、平日1日とする。

(7) デマンド交通における利用状況等の検証

令和4年4月から本格運行を開始しているデマンド交通における利用実績をもとに、猪名川町地域公共交通計画における将来の公共交通ネットワークの実現に向けた検証及び具体的な改善案等について検討する。

(8) 住民意見交換会の実施

猪名川町公共交通実施計画の策定にあたり、猪名川町による今後の公共交通に対する取組みについて、住民への説明及び意見徴収を行う意見交換会を実施する。

対象地域は、路線バス及びコミュニティバス「ふれあいバス」のバス路線再編計画の沿線地区とし、2回程度開催するものとする。

(9) 関係機関協議

交通事業者及び警察等の関係機関との協議を行い、それぞれの機関が共通した認識のもと、猪名川町公共交通実施計画の策定が進められるよう十分な調整を行う。

(10) 地域公共交通会議の運営支援

令和5年度中に2回程度開催予定の「猪名川町地域公共交通会議」における運営補助として、協議会提示資料及び説明資料等の作成、協議会当日の補助、及び議事録の作成等を行う。

(11) 打合せ協議

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果物納入時の計3回行う。なお、初回及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

(12) 報告書の作成

本業務の取りまとめを行い、報告書の作成を行う。

以上